書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第１４号
山口県防府市大字向島401番地の１
破産者　宮崎克代子
異議申述期間　平成24年１月23日まで
平成23年12月20日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５４号
山口県岩国市美和町北中山504番地
破産者　植松あゆみ
異議申述期間　平成24年１月31日まで
平成23年12月20日　山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第８９号
秋田県横手市新坂町２番19号
破産者　髙橋　謙一
異議申述期間　平成24年２月６日まで
平成23年12月20日　秋田地方裁判所横手支部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第２０８７号
東京都渋谷区代々木１丁目12番８号
清算株式会社　株式会社ＹＢＡ
代表清算人　髙橋　卓二
１　決定年月日　平成23年12月19日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２３年（ヒ）第１５号
長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口1799番地１
清算株式会社　株式会社メルシャン軽井沢美術館
代表清算人　山本　治男
１　決定年月日　平成23年12月19日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
長野地方裁判所民事部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第８号
埼玉県蕨市塚越２丁目８番16号
清算株式会社　株式会社佐藤清商店
代表清算人　佐藤　孝二
１　決定年月日　平成23年12月16日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２３年（ヒ）第２０７４号
東京都港区六本木５丁目18番２号ウィルウォーカーズ会計事務所内
清算株式会社　株式会社骨董通プロパティーズ
１　決定年月日　平成23年12月16日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

更生手続終結

平成２０年（ミ）第１号
宮崎市清武町加納甲1733番地４
更生会社　株式会社アリサカ
管財人　江藤　利彦
１　決定年月日　平成23年12月14日
２　主文　本件更生手続を終結する。
３　理由の要旨　更生計画の金銭債権総額の３分の２以上が弁済され、更生計画に不履行が生じていない。
宮崎地方裁判所民事部

監督命令

平成２３年（再）第９７号
東京都中央区日本橋人形町３丁目５番４号
再生債務者　全国水産加工業協同組合連合会
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都中央区銀座７丁目12番14号大栄会館５階　富永浩明法律事務所　弁護士　富永　浩明
平成23年12月19日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第９８号
東京都中央区日本橋人形町３丁目５番４号
人形町ＭＳ－２ビル５階
再生債務者　全水加工連販売株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都中央区銀座７丁目12番14号大栄会館５階　富永浩明法律事務所　弁護士　富永　浩明
平成23年12月19日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第１０３号
静岡県賀茂郡西伊豆町宇久須2122番地の１
再生債務者　株式会社丸協組
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都港区虎ノ門１―16―４アーバン虎ノ門ビル２階　虎ノ門南法律事務所　弁護士　岩崎　　晃
平成23年12月16日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第１０４号
静岡県賀茂郡西伊豆町宇久須311番地の４
再生債務者　伊豆開発株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都港区虎ノ門１―16―４アーバン虎ノ門ビル２階　虎ノ門南法律事務所　弁護士　岩崎　　晃
平成23年12月16日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２３年（再）第９９号
新潟県胎内市荒井浜528番地３
再生債務者　株式会社日本海カントリー
１　決定年月日時　平成23年12月15日午後４時30分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年１月31日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年３月７日から平成24年３月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第１００号
東京都足立区綾瀬７丁目23番２―305号
再生債務者　中村　修子
１　決定年月日時　平成23年12月16日午後３時30分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年１月10日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年１月27日から平成24年２月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第４号
神奈川県綾瀬市上土棚北５丁目８番21号
再生債務者　株式会社ユニテック
１　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年１月20日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年２月24日から平成24年３月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（再）第３号
岐阜県美濃加茂市下米田町小山672番地
再生債務者　株式会社春日
１　決定年月日時　平成23年12月19日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年１月16日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年２月13日から平成24年２月27日まで
岐阜地方裁判所民事部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２３年（再）第６７号
東京都新宿区西新宿３丁目７番１号　新宿パークタワーＮ30階、商業登記簿上の本店所在地東京都目黒区青葉台３丁目６番16号
再生債務者　デザインエクスチェンジ株式会社
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者が取得する株式の数　発行済株式総数94万4250株全部
２　再生債務者が１の株式を取得する日　再生計画案認可決定確定時に行う第三者割当増資と引換えにする金銭の払込期間において、引受人が出資の履行をした日
３　減少する資本金の額　22億3207万0785円
４　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　再生計画案認可決定確定時に行う第三者割当増資と引換えにする金銭の払込期間において、引受人が出資の履行をした日
平成23年12月15日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定

平成２３年（再）第１号
三重県津市牧町459番地の１
再生債務者　織田建設株式会社
１　決議に付する計画案　平成23年９月16日付け再生債務者提出の再生計画案
２　書面投票期間　平成24年２月３日まで
平成23年12月19日　津地方裁判所